

令和 7 年（2025 年）10 月 23 日

部 室 課 長
会 計 管 理 者 殿
各 事 務 局 長

総 務 部 長

市職員の通勤手当不正受給に係る処分等の公表について（通知）

本日、通勤手当を不正に受給した職員 11 人に対し、地方公務員法第 29 条（懲戒）に基づく職員の懲戒処分を行いました。また、文書訓告、及び厳重注意の人事措置を行いました。

これらの処分等の実施について、職員の処分等に対する庁内公表基準に基づき、下記のとおり公表します。

当該事案は、97 人の職員が通勤手当の支給の要件を欠くに至ったにもかかわらず、届出を怠ったことなどにより、通勤手当総額 9,154,207 円を不正に受給していたことが判明したものです。これは、刑法第 246 条（詐欺）を疑われるものであり、地方公務員法第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）及び第 33 条（信用失墜行為の禁止）並びに八王子市職員の通勤手当に関する規則第 3 条（届出）に違反するものです。

本件は、市民の信頼を著しく損なう結果となったことは、誠に遺憾であります。

職員一人ひとりが公務員としての自覚を高め、市民の信頼に応える存在であることを改めて認識し、法令及び内部規定の遵守とともに、再発防止の観点から、職員に対し日常の服務管理を徹底してください。また、会計年度任用職員を含め全所属職員に対し、通勤手当等の届出に関する内容確認を確実にを行い、同様の事案が生じないよう、婚姻や転居等に伴う変更が生じた場合に、必ず本人からの申告を確認し、適切な手続きが行われるよう、徹底をお願いします。

なお、今後、各種手当等について、不正な受給が発覚した場合には、更なる厳正な処分等を行いますので、各所属長におかれましては、全ての所属職員に対し周知徹底するようお願いします。

記

1 不正受給が確認された職員及び管理監督責任を負う管理職並びに両副市長の計 108 人に対して、任命権者ごとに処分等を実施

任命権者ごとの処分等の内訳

（単位：人）

任命 権者	役職	事故者							小計	管理監督責任	合計
		懲戒処分		人事措置		既に退職した者				人事措置	
		停職 1月	戒告	訓告	厳重注意	戒告相当	訓告相当	嚴重注意相当		嚴重注意	
市長	副市長	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	部長	1	0	0	0	0	0	0	1	3	4
	課長	0	1	1	0	0	0	0	2	3	5
	課長補佐	0	0	1	2	1	2	0	6	－	6
	主査	0	1	3	9	0	0	2	15	－	15
	主任	0	5	13	36	1	0	3	58	－	58
	主事	0	1	1	6	0	0	0	8	－	8
	計	1	8	19	53	2	2	5	90	8	98
教育 委員会	課長	0	1	0	0	0	0	0	1	2	3
	主査	0	0	0	1	0	0	0	1	－	1
	主任	0	0	0	3	0	0	0	3	－	3
	主事	0	0	0	1	0	0	0	1	－	1
	計	0	1	0	5	0	0	0	6	2	8
選挙管理 委員会	課長	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	主任	0	1	0	0	0	0	0	1	－	1
	計	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2
合計		1	10	19	58	2	2	5	97	11	108

2 実施調査の結果

- (1) 不正に通勤手当を受給した職員数（事故者） 97 人
- (2) 不正受給額の総額 9,154,207 円 ※全額返納済
- (3) 不正受給の内容（1 人あたり）
 - ア. 不正受給をしていた期間 最短 1 か月 から 最長 5 年 6 か月
 - イ. 不正受給金額 最小 4,040 円 から 最高 491,778 円

3 職員の処分等について

通勤手当を不正に受給した事故者 97 人のうち職員 11 人（内訳：停職 1 月 1 人、戒告 10 人）に対し、令和 7 年 10 月 23 日付で、地方公務員法第 29 条に基づく職員の懲戒処分を、任命権者ごとに行いました。

その他、19 人の職員に対し文書訓告、58 人の職員に対し厳重注意の人事措置を行いました。

4 今後の対応

(1) 第三者による検証について

名称：八王子市職員の通勤手当等不正受給に係る第三者検討会

目的：多数の職員が不正受給を行った原因を分析し、各種手当等に関する制度や管理体制、市の組織文化や慣例、慣行のうち不正の温床となりうるもの等について意見をいただき、今後の再発防止策の策定並びに各種手当等に関する制度及び管理体制の見直しに反映させます。

検証内容：不正受給が発生した原因、調査方法、管理体制、再発防止策等

期間：令和 7 年 11 月～令和 8 年 3 月

構成：弁護士、大学教授、労働関係の専門家など幅広い知識、経験を有する方

人数：5 人

(2) 再発防止策について

ア 通勤・扶養・住居の各手当の届出内容と実態との確認徹底

当面の対応として、令和 7 年 6 月から 8 月にかけて実施した期首面談における所属長による確認に加え、当面の対応として 11 月の期中面談において、チェックシート等を活用し統一したかつ確実に確認を行います。

イ 職員の意識改革

市民の信頼に応えるため、全職員を対象とした公務員倫理研修を実施します。職員一人ひとりが、今回の通勤手当の不正受給を自分自身の問題として捉え、市民の期待に応える存在であることを自覚し、意識と行動の両面で、倫理の徹底を図ります。

ウ 継続的な再発防止策の実施

第三者による検証による再発防止策の提案に基づく、再発防止策を検討・実施します。

エ 条例等の見直しを検討

今後、職員の人事管理を適切に行うため、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、職員の分限に係る手続及び効果並びに失職の特例に関する条例等について見直しを検討します。

(3) その他の手当について

今回の調査対象となっていない通勤手当、扶養手当、住居手当等についても、不正受給の再発防止に向けて確認を行います。特に悪質性の高いものについては、懲戒分限等審査会に諮り処分します。

また、今後、不正受給が発生した場合は厳正に対処し、基準に基づき公表します。

服務事故職員の懲戒処分等について

1 懲戒処分

- | | |
|---------|---------------------------|
| (1) 役 職 | 部長 |
| 年 齢 | 59 歳 |
| 性 別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 令和 2 年 8 月から令和 6 年 9 月まで |
| 不正受給額 | 373,556 円 |
| 処 分 | 停職 1 月 |
| | ※なお、当該被処分者は同日付で依願退職 |
| (2) 役 職 | 課長 |
| 年 齢 | 58 歳 |
| 性 別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 令和 5 年 11 月から令和 6 年 9 月まで |
| 不正受給額 | 174,230 円 |
| 処 分 | 戒告 |
| (3) 役 職 | 課長 |
| 年 齢 | 60 歳 |
| 性 別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 令和 6 年 7 月から令和 6 年 9 月まで |
| 不正受給額 | 65,390 円 |
| 処 分 | 戒告 |
| (4) 役 職 | 主査 |
| 年 齢 | 60 歳 |
| 性 別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 平成 31 年 4 月から令和 6 年 9 月まで |
| 不正受給額 | 491,778 円 |
| 処 分 | 戒告 |
| (5) 役 職 | 主任 |
| 年 齢 | 62 歳 |
| 性 別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 令和 3 年 6 月から令和 6 年 9 月まで |
| 不正受給額 | 468,670 円 |
| 処 分 | 戒告 |
| (6) 役 職 | 主任 |
| 年 齢 | 63 歳 |
| 性 別 | 女性 |
| 不正受給期間 | 令和 3 年 10 月から令和 6 年 9 月まで |
| 不正受給額 | 469,790 円 |
| 処 分 | 戒告 |

(7) 役 職	主任
年 齢	51 歳
性 別	男性
不正受給期間	平成 31 年 4 月から令和 6 年 9 月まで
不正受給額	434,928 円
処 分	戒告
(8) 役 職	主任
年 齢	33 歳
性 別	男性
不正受給期間	令和 4 年 2 月から令和 6 年 9 月まで
不正受給額	367,440 円
処 分	戒告
(9) 役 職	主任
年 齢	29 歳
性 別	男性
不正受給期間	令和 3 年 2 月から令和 6 年 9 月まで
不正受給額	453,175 円
処 分	戒告
(10) 役 職	主任
年 齢	46 歳
性 別	女性
不正受給期間	令和 2 年 4 月から令和 6 年 9 月まで
不正受給額	393,372 円
処 分	戒告
(11) 役 職	主事
年 齢	28 歳
性 別	男性
不正受給期間	令和 2 年 7 月から令和 6 年 9 月まで
不正受給額	380,076 円
処 分	戒告

2 人事上の措置

(1) 訓告	
ア 課長	1 人
イ 課長補佐	1 人
ウ 主査	3 人
エ 主任	13 人
オ 主事	1 人

(2) 厳重注意

ア 課長補佐	2 人
イ 主査	10 人
ウ 主任	39 人
エ 主事 7 人	

(3) 厳重注意 (管理監督責任)

ア 部長	3 人
イ 課長	6 人

※総務部長、総務部労務課長を含む

3 理事者の措置

市長 減給相当を判断したが、既に市長は公約実現のための任期中の月額報酬及び退職手当の 3 割削減を行い、学校給食費の無償化及び学校体育館の空調化などに取り組んでいる。今回の職員通勤手当等の不正受給事故を受け、報酬等削減理由に本件事故の責任を加えるものとする。

第一副市長	厳重注意	給与 10 分の 3	3 月	自主返納
第二副市長	厳重注意	給与 10 分の 1	1 月	自主返納

問合せ

職員課人事担当

外線 620-7203

内線 2223・4

